別紙１

８東今環第 348-2 号
令和８年 11 月 13 日

広報広聴課長　様

東予地方局今治支局環境保全課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会
事務局（担当課）	東予地方局今治支局環境保全課廃棄物指導係 （担当）村上（内線）379
設置根拠	□ 法 律　□ 条 例　☑ 要綱等 （名称）東予地方局今治支局不法投棄防止対策推進協議会設置要綱
設置年月日	平成３年５月 16 日
審議会・検討会等の内容	(1) 不法投棄防止のための監視 (2) 不法投棄防止に関する意識の啓発 (3) 不法投棄物の処理 (4) その他、不法投棄防止のための具体策の推進
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和８年 11 月９日（開催日：令和８年 12 月９日）
公開・非公開の別 （決定の内容）	□ 公 開 ［☑ 全部公開　□ 部分公開］　□ 非公開
公開・非公開に係る法令等の規定	□ 有　☑ 無 (名称)

公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定

摘　　要	
報 告 日	令和８年 11 月 13 日

注１　会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

２　「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

３　「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の４（公開基準）の(1)の情報公開条例第７条例第２項第１号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

４　当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。